

各 位

会 社 名 株式会社カッシーナ・イクスシー
代表者名 代表取締役社長 月岡和夫
(JASDAQ・コード番号：2777)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 小林 要介
電 話 03-5725-4171

控訴の提起に関するお知らせ

当社は、下記の通り控訴の提起を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 控訴の内容等

(1) 控訴を提起した者

- ①社 名 N u r o S . p . A .
所在地 V i a T o m m a s o G r o s s i 2 , M i l a n o , I t a l y
代表者 U m b e r t o C a s s i n a
- ②社 名 F A C D E V E L O P M E N T S A R L
所在地 9 1 R u e d e L i l l e , 7 5 0 0 7 P a r i s , F r a n c e
代表者 M i c h e l e D r o u y
- ③社 名 F I M A L A C S A
所在地 9 1 R u e d e L i l l e , 7 5 0 0 7 P a r i s , F r a n c e
代表者 V e r o n i q u e M o r a l i

(2) 控訴の提起があった裁判所および年月日

イタリア国 ミラノ高等裁判所 平成18年7月14日（送達は平成18年8月1日）

(3) 控訴に至った経緯

控訴を提起したイタリア国法人N u r o S . p . A . (以下N u r o)とフランス国法人F A C D E V E L O P M E N T S A R L (以下F A C)は、イタリア国法人であるC a s s i n a S . p . A . (以下C a s s i n a)の株式を平成17年6月まで保有していた者であります。同じく控訴を提起したフランス国法人F I M A L A C S A (以下F I M A L A C)は、F A Cの株式を100%保有している持株会社であり、パリ証券取引所に株式を公開しております。

NurroおよびFACは、Cassina株式の全部をイタリア国Poltrona Frau S.p.A. (以下Frau) に譲渡する契約を締結し、当社はその後平成18年6月にFrauとの間で株式総数の20%を取得する契約を締結しました。

Cassinaの株式売買交渉の過程では、一時期当社を主要なメンバーとする日本のグループ(以下当社グループ)がCassinaの全株式を買収する意図をもって交渉を行っておりましたが、諸々の理由から、当社グループを主体とする株式の買収を断念しました。その後当社は、Frauが主体となってCassinaの全株式を買収した後、当社が同社株式の一部を取得することを内容とする基本合意に至りました。Nurro、FACおよびFIMALACは、有力な売却先の候補と考えていた当社が正当な理由なしに交渉を放棄したこと、ならびにそのことの通知を怠ったことなどから、不利な交渉を強いられ不当に廉価な金額での株式売却を余儀なくされたとして、当社グループを含む交渉相手から暫定的に提示されていた金額と最終売買金額との差額および交渉に要した弁護士費用などの損害を被ったとして、当社などを相手取ってイタリア国ミラノ地方裁判所に損害賠償訴訟を提起いたしました。

この裁判については、ミラノ地方裁判所にて平成18年4月6日に「原告の請求を棄却する。」との当社勝訴の判決が下されました。Nurro、FACおよびFIMALACは、この第一審判決を不服として控訴を行ったものであります。

(4) 控訴の内容

①原判決を取り消せ。

②被控訴人は、控訴人に対して41,057,261.70ユーロ(約60億円)を支払え。

(換算は平成18年7月31日現在みずほコーポレート銀行公示 TTM146.48円/ユーロを使用)

2. 今後の見通し

第一審での判決によって、当社は誠実に交渉を進めており、原告らによる請求にはいずれも理由がないとする当社の主張が全面的に認められましたので、同様に控訴審においても当社の主張が認められるものと考えております。

以 上